

知的財産保護のための取り組みについて

本ドキュメントは、「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」(以下「同コード」)に基づき、当社の知的財産保護等に関する取り組みについて概要を開示するものです。

本ドキュメントに記載のない事項、および「開示しません」と記載した事項は、営業秘密、安全性またはセキュリティの観点から開示していません。

なお、本ドキュメントにおいては、以下のとおり用語を定義します。

【本モデル】Sarashina3 シリーズのうち、文章等を生成するモデル (Sarashina3 mini、Sarashina3 nano)

【本サービス】当社が提供する「Sarashina サービス」(API サービスおよび Chat サービス)

分類	項目	内容
アカウントビリティ	トレーサビリティ	当社ルールに基づき、学習データの出所、モデルの学習・評価の記録、および開発・提供に関する意思決定の記録を保存しています。
	責任者の明示	最高情報責任者 (CIO)
	関係者の責任の分配	当社は、本モデルの開発者であるとともに本サービスの提供者として、本モデルおよび本サービスの提供について責任を負います。本モデルの提供先との責任の分配は各モデル利用規約に、また、本サービスの利用者との責任の分配は「Sarashina サービス利用規約」 https://sarashina.ai/terms に定めています。
	ステークホルダーへの具体的対応	本サービスに関するお問い合わせは当社ホームページのお問い合わせフォーム https://www.sbintuitions.co.jp/contact で受け付け、適切かつ迅速に対応します。
	文書化	当社ルールに基づき、本モデルおよび本サービスの開発・提供中に行われた意思決定等に関連する情報を文書化し、一定期間保管しています。
知財保護	知的財産権保護のための原則の策定・責任体制・年 1 回以上の見直し・要旨公表	当社は、次のとおり知的財産権保護のための原則を定めています。 ・ AI モデルの開発・提供に当たり、第三者の知的財産権を尊重します。

分類	項目	内容
		・ 知的財産権の保護に必要な確認体制を整備し、その責任を負う部署および役職を定めます。 ・ 経営層は知的財産権保護の取組に責任を持ち、従業員に必要な教育・周知を行います。 ・ 本原則は年 1 回以上内容を確認し、必要に応じて見直します。
	データの活用に関し、他者の知的財産権を侵害しないこと	当社は、AI モデルの学習・開発に用いるデータについて、適法にアクセス可能なコンテンツのみを複製・抽出する原則（適法アクセスの原則）を定め、この原則に基づいて利用の可否を確認しています。
	学習したログを一定期間保持していること	当社ルールに基づき、モデルの学習・評価に関するログを保持しています。
	アクセス制限・robots.txt 等に従うクローラーの採用、UA ごとの措置公開と変更時通知	適法アクセスの原則を遵守するために以下の行為を禁止しています。 ・ 有効な技術的保護手段（ペイウォール、購読制限、ログイン認証等）を回避してコンテンツを取得する行為 ・ 契約条件（利用規約）上、学習目的での利用又は複製が明示的に禁止されているコンテンツであって、当社がアクセス禁止リストとして管理しているコンテンツへのアクセス また、当社のクローラーは RFC 9309 で定められた Robots Exclusion Protocol に従います。ユーザーエージェントごとの措置と robots.txt によるオプトアウト方法（設定例）を「クローラーについて」 https://www.sbintuitions.co.jp/bot で公開しています。なお、robots.txt の変更がクローラーに反映されるまでには、一定の時間を要します。

分類	項目	内容
	海賊版サイト等へのクロール回避	国内外の裁判所又は公的機関により著作権等を侵害していると公表されたウェブサイト、又は海賊版サイトその他著しく著作権等を侵害していると当社が判断したウェブサイトについては、クロール対象から除外しています。
知財保護	知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置	本モデルにおける大規模かつ多様なデータによる学習、生成物の評価、および本サービスにおける入力・出力のフィルタリング等の措置を講じています。具体的な手法は、セキュリティ上の理由から開示しません。
	電子透かし・C2PA 等の出所・来歴を示す技術的措置	本モデルは主にテキストを生成するモデルです。C2PA 等のメタデータによる来歴証明は、主に画像・音声・動画を対象としています。テキストに対する電子透かしについては実装例があることを把握しており、当社でも評価を進めていますが、現時点では導入していません。今後も技術動向を踏まえ、導入の可能性について検討を継続します。
	生成物が他者の知的財産権を侵害すると考えられる場合に利用すべきでない旨の周知	当社は、本サービスの利用者が出力データを公表等する場合には、第三者の著作物その他の知的財産権の対象となる情報が含まれていないかを利用者自身の責任で確認し、含まれている場合は公表等を行わないことを、本サービスの利用規約に定めています(第 12 条第 1 項)。
	権利者の救済のための窓口整備・申出要件の明確化・対応記録の保存	当社は、知的財産権の保護および適切な権利救済のため、既存のお問い合わせ窓口にて知的財産権に関するご相談・お申出を受け付けております。「お問い合わせフォーム」 https://www.sbintuitions.co.jp/contact 対応記録は当社ルールに基づき適切に保管いたします。 なお、同コード原則 2(権利者による法的手続き準備等に伴う学習データの照会)および原則 3(生成 AI 利用者からの学習データの照会)に基づく特定の照会・個別開示請

分類	項目	内容
		求につきましては、一定の要件・誓約事項が必要となりますので、当社の同コード受け入れ表明ページ https://www.sbintuitions.co.jp/principles-code 「原則 2・3 情報開示の求め(権利者・生成 AI 利用者)」の内容をご確認の上でお問い合わせください。